

(社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の一部改正)

第十八条 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

(消費税法の一部改正)

第三条 消費税法の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「百八分の六・三」を「百十分の七・八」に、「百分の六・三」を「百分の七・八」に改め、同条第六項中「六十三分の八十」を「七十八分の百」に改める。

第三十二条第一項第一号中「百八分の六・三」を「百十分の七・八」に、「百分の六・三」を「百分の七・八」に改める。

第三十六条第一項中「百八分の六・二」を「百十分の七・八」に改める。

第三十八条第一項中「百分の八」を「百分の十」に、「百八分の六・三」を「百十分の七・八」に改める。

第三十八条の二第一項中「百分の六・三」を「百分の七・八」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 省 略

二 第三条の規定及び附則第十五条から第十六条の二までの規定 平成二十九年四月一日

(第三条の規定による消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第十五条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第三条の規定による改正後の消費税法(次条及び附則第十六条の二において「二十九年新消費税法」という。)の規定は、附則第一条第二号に定める日(以下附則

(消費税法の一部改正)

第三条 同 上

第三十条第一項中「百八分の六・三」を「百十分の七・八」に改め、同条第六項中「六十三分の八十」を「七十八分の百」に改める。

第三十二条第一項第一号及び第三十六条第一項中「百八分の六・三」を「百十分の七・八」に改める。

同 上

附 則

(施行期日)

第一条 同 上

二 同 上

二 第三条の規定並びに附則第十五条及び第十六条の規定 平成二十七年十月一日

(第三条の規定による消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第十五条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第三条の規定による改正後の消費税法(次条及び附則第十六条の二において「二十七年新消費税法」という。)の規定は、附則第一条第二号に定める日(以下この条及び次条において「

第十六条の二までにおいて「一部施行日」という。)以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等、国内において事業者が行う課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用し、施行日から一部施行日の前日までの間に国内において事業者が行つた資産の譲渡等、国内において事業者の譲渡等、国内において事業者が行つた課税仕入れ及び保税地域から引き取つた課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

(第三条の規定による消費税法の一部改正に伴う税率等に関する経過措置)

第十六条 附則第三条、第十二条の規定は一部施行日前に国内において行つた課税資産の譲渡等につき一部施行日以後に二十九年新消費税法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合又は二十九年新消費税法第三十九条第一項に規定する領収をすることができなくなつた場合について、附則第五条第一項から第五項まで及び第七条第一項の規定は一部施行日前の契約に基づき一部施行日以後に国内において課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ(消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れ)をいう。以下この条及び次条において同じ。)を行う場合について、附則第六条第一項の規定は一部施行日前に行つた消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等に係る賦払金の支払の期日が一部施行日以後に到来する場合について、附則第八条第一項から第三項並びに第十四条第一項、第三項及び第四項の規定は同法第十八条第一項の個人事業者又は同法第六十条第一項及び第三項並びに第十四条第一項、第三項及び第四項の規定は同法第十八条第一項の個人事業者又は同法第六十条第一項の規定の適用を受ける國若しくは地方公共団体若しくは同条第三項の規定の適用を受ける法人が一部施行日前に行つた課税資産の譲渡等又は課税仕入れの対価の返還等を受けた場合について、附則第九条の規定は一部施行日前に国内において行つた課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合について、附則第十条の規定は一部施行日前に行つた課税仕入れに係る棚卸資産又は保税地域から引き取つた課税貨物で棚卸資産に該当するものを一部施行日以後有している場合について、附則第三十二条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合について、附則第十三条第二項の規定は一部施行日以後に終了する課税期間(みなし課税期間)において第三条の規定による改正前の消費税法第二十九条に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等が行われた期間にあつては、その末日が一部施行日以後である当該みなし課税期間において第三条の規定による改正前の消費税法第二十九条に規定する申告書について、それぞれ準用する。この

「一部施行日」という。)以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等、国内において事業者が行う課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用し、施行日から一部施行日の前日までの間に国内において事業者が行つた資産の譲渡等、国内において事業者が行つた課税仕入れ及び保税地域から引き取つた課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

(第三条の規定による消費税法の一部改正に伴う税率等に関する経過措置)

第十六条 附則第三条、第十二条の規定は一部施行日前に国内において行つた課税資産の譲渡等につき一部施行日以後に二十七年新消費税法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合又は二十七年新消費税法第三十九条第一項に規定する領収をすることができなくなつた場合について、附則第五条第一項から第五項まで及び第七条第一項の規定は一部施行日前の契約に基づき一部施行日以後に国内において課税資産の譲渡等を行つた場合について、附則第六条第一項の規定は一部施行日前に行つた消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等に係る賦払金の支払の期日が一部施行日以後に到来する場合について、附則第八条第一項及び第三項並びに第十四条第一項、第三項及び第四項の規定は同法第十八条第一項の個人事業者又は同法第六十条第一項の規定の適用を受ける國若しくは地方公共団体若しくは同条第三項の規定の適用を受ける法人が一部施行日前に行つた課税資産の譲渡等又は課税仕入れの対価の返還等の計上の時期が一部施行日以後となる場合について、附則第九条の規定は一部施行日前に国内において行つた課税仕入れに係る棚卸資産に該当するものを一部施行日以後有している場合について、附則第十条の規定は一部施行日以後に終了する課税期間(みなし課税期間)において第三条の規定による改正前の消費税法第二十九条に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等が行われた場合における同項に規定する申告書について、それぞれ準用する。この

税率が適用される課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れが行われた場合における同項に規定する申告書について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

		項 附則第五条第一			施行日前	施行日から附則第一条第二号に定める日（以下附則第十四条までにおいて「一部施行日」という。）の前までの間
旧消費税法	第二条	施行日以後	施行日前	新消費税法	をいい、平成二十七年十月一日以後に行つた課税資産の譲渡等については、同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するものを除く	をいい、平成二十九年十一月一日から一部施行日の前までの間
二十九年旧消費税法	第三条	一部施行日以後	施行日から一部施行日の前までの間	第三条の規定による改正後の消費税法（以下附則第十四条までにおいて「二十九年新消費税法」という。）	をいい、平成二十九年十月一日から一部施行日の前までの間	をいい、平成二十九年十一月一日から一部施行日の前までの間

をいう。

をいう。) (以下この項において「特定継続供給役務」という。)

## 定める課税資産の譲渡等

施行日一部施行日

定める課税資産の譲渡等並びに特定継続供給役務で一部施行日前から継続して提供を受けているもののその他の政令で定める特定課税仕入れ(消費稅法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下附則第十四条までにおいて同じ。)

平成二十六年四月三十日

平成二十九年四月三十日

支払を受ける権利  
支払義務

係る課税資産の譲渡等

係る課税資産の譲渡等又は特定課税仕入れ

旧消費税法

二十九年旧消費税法

指定日	平成二十五年十月一日	平成八年十月一日	平成二十六年四月三十日	
二十八年指定日	平成二十八年十月一日	平成二十五年十月一日	平成二十九年四月三十日	

率」とあるのは、「規定する税率又は附則第十五条及び第十六条の規定により二十七年旧消費稅法第二十九条に規定する税率」と、附則第十四条第一項中「施行日前」とあるのは、「施行日から一部施行日の前日までの間」と、「施行日以後」とあるのは、「一部施行日以後」と、「旧消費稅法」とあるのは、「二十七年旧消費稅法」と、同条第三項中「施行日前」とあるのは、「施行日から一部施行日の前日までの間」と、「施行日以後」とあるのは、「一部施行日以後」と、「新消費稅法」とあるのは、「二十七年新消費稅法」と、同条第四項中「施行日前」とあるのは、「施行日から一部施行日の前日までの間」と読み替えるものとする。

項 附則第八条第一		項 附則第七条第一		項 附則第六条第一		項 附則第五条第四		項及び第五項		附則第五条第四	
につき	施行日前	旧消費税法	施行日	指定日	旧消費税法	施行日以後	施行日前	指定日	旧消費税法	施行日	施行日
き 又は特定課税仕入れにつ き	前日までの間	施行日から一部施行日の 二十九年旧消費税法	一部施行日	二十八年指定日	二十九年旧消費税法	一部施行日以後	前日までの間	二十八年指定日	二十九年旧消費税法	一部施行日	二十九年旧消費税法

二項		附則第十三条第二項		附則第十一条第一項、第十二条及び第十三条第一項及び第九条		新消費税法		新消費税法		旧消費税法		に係る消費税		が施行日以後	
課税資産の譲渡等		規定する税率	施行日	施行日以後	施行日前	新消費税法	新消費税法	新消費税法	新消費税法	旧消費税法	旧消費税法	又は特定課税仕入れに係る消費税	又は当該特定課税仕入れに係る費用の額を支出した日が一部施行日以後	又は当該特定課税仕入れに係る費用の額を支出した日が一部施行日以後	又は当該特定課税仕入れに係る費用の額を支出した日が一部施行日以後
課税資産の譲渡等又は特定課税仕入れ		十五条から第十六条の二までの規定により二十九年旧消費税法第二十九条に規定する税率	一部施行日	一部施行日以後	前日までの間	施行日から一部施行日の前日までの間	二十九年新消費税法	二十九年新消費税法	二十九年新消費税法	二十九年旧消費税法	二十九年旧消費税法	又は特定課税仕入れに係る消費税	又は当該特定課税仕入れに係る費用の額を支出した日が一部施行日以後	又は当該特定課税仕入れに係る費用の額を支出した日が一部施行日以後	又は当該特定課税仕入れに係る費用の額を支出した日が一部施行日以後

四項		附則第十四条第 三項		附則第十四条第 一項		附則第十四条第 二項		附則第十四条第 三項		附則第十四条第 四項		附則第十四条第 五項	
及び	施行日前	新消費税法	施行日以後	施行日前	旧消費税法	二十九年旧消費税法	二十九年旧消費税法	又は特定課税仕入れに係る	又は特定課税仕入れに係る	又は当該特定課税仕入れの費用の支払をすべき会計年度の末日が一部施行日以後	又は特定課税仕入れにつき	施行日前	及びその合計額
に	前日までの間	施行日から一部施行日の前日までの間	二十九年新消費税法	一部施行日以後	施行日から一部施行日の前日までの間	一部施行日以後	二十九年旧消費税法	又は特定課税仕入れに係る	又は特定課税仕入れに係る	前日までの間	前日までの間	施行日から一部施行日の前日までの間	の合計額
及び特定課税仕入れ並びに	前日までの間	施行日から一部施行日の前日までの間	二十九年新消費税法	一部施行日以後	施行日から一部施行日の前日までの間	一部施行日以後	二十九年旧消費税法	又は特定課税仕入れに係る	又は特定課税仕入れに係る	前日までの間	前日までの間	施行日から一部施行日の前日までの間	の合計額

項から第三項まで、第四項本文又は第五項本文の規定（以下この項において「経過措置規定」という。）の適用を受ける課税資産の譲渡等（以下この項において「経過措置譲渡等」という。）又は経過措置規定の適用を受ける特定課税仕入れ（以下この項において「経過措置特定課税仕入れ」という。）に係る二十九年新消費税法第三十八条第一項、第三十九条の二第一項及び第三十九条第一項の規定の適用について、附則第五条第七項の規定は事業者が経過措置規定の適用を受けた事業者から経過措置譲渡等に係る資産を譲り受け、若しくは借り受け、若しくは当該経過措置譲渡等に係る役務の提供を受けた場合又は経過措置特定課税仕入れを行つた場合における二十九年新消費税法第三十条第一項、第三十二条第一項及び第三十六条第一項の規定の適用について、附則第五条第八項の規定は事業者が経過措置譲渡等（前項において読み替えて準用する同条第三項又は第四項本文の規定の適用を受けるものに限る。）を行つた場合について、それぞれ準用する。この場合において、附則第五条第六項中「百分の八」とあるのは「百分の十」と、「百分の五」とあるのは「百分の八」と、「百八分の六・三」とあるのは「百十分の七・八」と、「百五分の四」とあるのは「百八分の六・三」とあるのは「百十分の七・八」と、「百五分の四」とあるのは「百八分の六・三」と読み替えるものとする。

附則第五条第六項					
に係る					
又は特定課税仕入れに係る					
百分の八	百分の八	百分の八	百分の十	二十九年新消費税法 第三十八条の二第一項 及び	新消費税法
百分の五	百分の六・三	百分の八	百分の八	二十九年新消費税法 第三十八条の二第一項 及び	及び
百分の四	百分の六・三	百分の七・八	百分の八	及び	及び
百八分の六・三と、二 十九年新消費税法第三十 九条の二第一項及び第三十八 条第一項の規定の適用について、附則第五条第六項中「百分の八」と あるのは「百分の十」と、「百分の五」とあるのは「百分の八」と、「百 八分の六・三」とあるのは「百十分の七・八」と、「百五分の四」とある のは「百八分の六・三」とあるのは「百十分の七・八」と、「百五分の四」と あるのは「百八分の六・三」と読み替えるものとする。	百八分の六・三と、二 十九年新消費税法第三十 九条の二第一項及び第三十八 条第一項の規定の適用について、附則第五条第六項中「百分の八」と あるのは「百分の十」と、「百分の五」とあるのは「百分の八」と、「百 八分の六・三」とあるのは「百十分の七・八」と、「百五分の四」とある のは「百八分の六・三」とあるのは「百十分の七・八」と、「百五分の四」と あるのは「百八分の六・三」と読み替えるものとする。	百八分の六・三と、二 十九年新消費税法第三十 九条の二第一項及び第三十八 条第一項の規定の適用について、附則第五条第六項中「百分の八」と あるのは「百分の十」と、「百分の五」とあるのは「百分の八」と、「百 八分の六・三」とあるのは「百十分の七・八」と、「百五分の四」とある のは「百八分の六・三」とあるのは「百十分の七・八」と、「百五分の四」と あるのは「百八分の六・三」と読み替えるものとする。	百八分の六・三と、二 十九年新消費税法第三十 九条の二第一項及び第三十八 条第一項の規定の適用について、附則第五条第六項中「百分の八」と あるのは「百分の十」と、「百分の五」とあるのは「百分の八」と、「百 八分の六・三」とあるのは「百十分の七・八」と、「百五分の四」とある のは「百八分の六・三」とあるのは「百十分の七・八」と、「百五分の四」と あるのは「百八分の六・三」と読み替えるものとする。	百八分の六・三と、二 十九年新消費税法第三十 九条の二第一項及び第三十八 条第一項の規定の適用について、附則第五条第六項中「百分の八」と あるのは「百分の十」と、「百分の五」とあるのは「百分の八」と、「百 八分の六・三」とあるのは「百十分の七・八」と、「百五分の四」とある のは「百八分の六・三」とあるのは「百十分の七・八」と、「百五分の四」と あるのは「百八分の六・三」と読み替えるものとする。	百八分の六・三と、二 十九年新消費税法第三十 九条の二第一項及び第三十八 条第一項の規定の適用について、附則第五条第六項中「百分の八」と あるのは「百分の十」と、「百分の五」とあるのは「百分の八」と、「百 八分の六・三」とあるのは「百十分の七・八」と、「百五分の四」とある のは「百八分の六・三」とあるのは「百十分の七・八」と、「百五分の四」と あるのは「百八分の六・三」と読み替えるものとする。

八条の二第一項中「百分の七・八」とあるのは「百分の六・三」と、	百分の六・三	百分の四」とする	又は
八条の二第一項中「百分の七・八」とあるのは「百分の六・三」と、	百分の六・三	百分の六・三」とする	若しくは
八条の二第一項中「百分の七・八」とあるのは「百分の六・三」と、	百分の六・三	百分の四」とする	又は
八条の二第一項中「百分の七・八」とあるのは「百分の六・三」と、	百分の六・三	百分の六・三」とする	又は

(特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除に関する経過措置)

**第十六条の二** 二十九年新消費税法第三十八条の二第一項に規定する事業者が、平成二十七年十月一日から一部施行日の前日までの間に国内において行つた特定課税仕入れにつき、一部施行日以後に同項に規定する特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該特定課税仕入

3省略

れに係る対価の返還等に係る同条の規定による消費税額の控除について  
は、なお従前の例による。

(消費税率の引上げに当たつての措置)

第十八条 省略

2 省略

(消費税率の引上げに当たつての措置)

第十八条 同上

2 同上

3 | 2 この法律の公布後、消費税率の引上げに当たつての経済状況の判断を行ふとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第二条及び第三条に規定する消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前二項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。